

岩手県告示第 48 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 大船渡綾里三陸線
 - (2) 供用開始の区間 大船渡市赤崎町字山口 93 番 1 地先から字大立 10 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで
- 2(1) 路線名 一関北上線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市江刺区稲瀬字宝録 260 番地先から 256 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで
- 3(1) 路線名 盛岡環状線
 - (2) 供用開始の区間 岩手郡滝沢村滝沢字土沢 9 番 3 地先から 224 番 13 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで
- 4(1) 路線名 普代小屋瀬線
 - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡普代村第 29 地割字芦渡 43 番 1 地先から 58 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで
- 5(1) 路線名 鶴飼滝沢線
 - (2) 供用開始の区間 岩手郡滝沢村滝沢字柳沢 298 番 1 地先から 217 番 5 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 19 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 1 月 19 日から同年 2 月 19 日まで